

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	消防局予防部予防課（調査鑑識）（06－4393－6495）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	火災の原因等の調査に係る資料の提出拒否及び、立入検査拒否への措置
概要	消防長又は消防署長は、火災原因及び火災により破損又は破壊された財産の調査に対し、必要があるときは、関係者に対して資料の提出を命じ、若しくは報告を求め、又は関係のある場所に立ち入って検査することができます。
根拠法令等 及び条項	・消防法（昭和23年7月24日法律第186号）第34条 (https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0100/)
処分基準	消防長又は消防署長は、火災の原因及び消火のために受けた損害の調査のために必要があるときは、関係者に対して必要な資料の提出を命じ、若しくは報告を求め、又は消防職員に関係のある場所に立ち入って、火災により破損され又は破壊された財産の状況を検査させることができる。 資料の提出拒否又は立入検査を拒否した者は処罰の対象となる。 どのような場合に、上記命令を発動するかについては、現場において、個々の事情に応じて判断する必要があるので、画一的な基準をお示しすることはできません。
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/shobo/
備考	